

特定入所者介護サービス費と「介護保険負担限度額認定」について

◆ 制度概要

介護保険施設やショートステイを利用する際、介護保険の給付対象外である食費と居住費(滞在費)について、低所得者と認められる方に限り、申請に基づき市が補足的給付を行っています(これを「特定入所者介護サービス費」といいます)。

この制度を利用する場合は「**介護保険負担限度額認定**」の申請が必要です。次に記載する要件に該当する場合、食費・居住費(滞在費)の自己負担額は、所得段階に応じてあらかじめ設定された金額の範囲内となります。

【補足】有効期限は一律で7月31日までとなっており、年に一度、更新の手続きが必要となります。
更新手続きの案内と申請用紙は、6月上旬頃に対象の方へ発送します。

◆「介護保険負担限度額認定証」の交付に必要な要件…次に掲げる①②を全て満たしている

①課税要件

- 本人を含む同一世帯の世帯員全員が、市民税非課税である。
- 配偶者が、市民税非課税である。(世帯を分離している配偶者、及び内縁関係の者を含む。ただし、死亡者、行方不明者、DV防止法に基づく暴力があった場合などは除く)

②資産要件

- 配偶者がいる場合、配偶者の資産についても申告が必要です。
- 預貯金、有価証券等の合計金額が配偶者も含めて国の定めた基準額を満たしている。

利用者負担段階	負担限度額認定を受けようとする方の収入状況(※1)(※2)(※3)	資産の基準額(※4)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	配偶者なし…1,000万円以下 配偶者あり…2,000万円以下(夫婦合計)
第2段階	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円以下	配偶者なし…650万円以下 配偶者あり…1,650万円以下(夫婦合計)
第3段階①	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円超、120万円以下	配偶者なし…550万円以下 配偶者あり…1,550万円以下(夫婦合計)
第3段階②	前年の合計所得金額と年金収入金額の合計が120万円超	配偶者なし…500万円以下 配偶者あり…1,500万円以下(夫婦合計)

(※1)合計所得金額…地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、土地等の譲渡所得に係る特別控除額と年金収入に係る所得金額を控除した額。

(※2)年金収入額には、遺族年金・障害年金などの**非課税年金を含みます**。

(※3)令和X年度(有効期限:令和X年8月1日～翌年7月31日)分について申請しようとするとき、**令和X年の前年中の収入状況**が基準となります。

【例】令和5年度分(令和5年8月1日～令和6年7月31日)→ 令和4年中の収入状況

(※4) **第2号被保険者**の場合、基準額は収入状況にかかわらず次のとおりです。

配偶者なし … 1,000万円以下 配偶者あり … 2,000万円以下(夫婦合計)

◆ 負担限度額認定を受けることができる要件と、食費・居住費(滞在費)の自己負担上限額

申請により「負担限度額認定証」の交付を受けた方は、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費、居住費(滞在費)について、所得状況に応じてあらかじめ設定された上限額の範囲内での負担となります。

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費) 《1日あたり》					食費《1日あたり》 【 】はショートステイ
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
					特養等	老健療養等		
第1段階	・ 生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	820円	490円	420円	490円	370円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

(※)審査の結果、上記の利用者負担段階に該当しない(=利用者負担第4段階)場合、補足給付の適用は原則ありませんので、負担限度額認定証は同封せず、却下の通知をお送りします。

◆「介護保険負担限度額認定」の申請手続きについて

※結果通知の発送予定日は、受付日からおおむね 10 日程度となります。

必要書類	①介護保険負担限度額認定申請書(記入面は裏表あるので注意してください)
	②預貯金、有価証券等の写し(詳しくは下記と 4 ページをご覧ください)
	※成年後見人等による申請の場合は、 ③登記事項等証明書等の代理権を証明する書類の写し ④成年後見人等の本人確認書類の写しも別途必要です。
提出先	〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市福祉部 介護保険課 (川西市役所 1 階 12 番窓口)

◆審査の対象となる「資産」と添付書類について

次の「申告が必要なもの」に該当する資産については、対応する「添付書類」を提出してください。

※預貯金の口座が複数ある場合など、その全てを申告する必要があります(他の資産も同様です)。

※配偶者がいる場合、配偶者の資産についても同様に申告する必要があります。

	資産の種類	添付書類
申告が 必要なもの	預貯金(普通・定期・貯蓄など)	通帳の写し(コピーの方法は 4 ページをご覧ください) ※申請日から直近 2 か月分の明細が必要ですので、 必ず記帳を済ませてから申請してください。 インターネットバンクの場合:口座残高ページの写し ※最終の残高だけではなく、申請日から直近 2 か月 分の明細が分かる書類も提出してください。
	有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
	金・銀(積立購入を含む)など ※購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
	タンス預金(現金)	自己申告(申請書に記載してください)
	負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など
申告が 不要なもの	生命保険 / 自動車 / 貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの) / その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	

※虚偽の申告により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給額に最大 2 倍の加算金を加えて返還していただくことがあります。

◆通帳の写しの取り方について ※コピーした用紙は切り取らずに提出してください

1つの口座につき、次の2点が分かるページのコピー(A4サイズ。白黒で可)を提出してください。

- ①表紙の次のページ(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が記載されている)
- ②申請日から直近2か月分の預貯金の残高が記帳されているページ

【例】申請日が4月1日の場合、2月1日以降の明細が確認できるページが必要です。

※公的年金を受給している口座については、その事実が確認できるよう、特に記帳漏れのないようお願いいたします。

※通帳1冊に普通預金・定期預金などが複数記帳されている場合は、それぞれの残高のページが必要です。注意してください。

①見開きページ(通帳の表紙の次)

②申請日から直近2か月分の預貯金の残高が記帳されているページ ※申請前に必ず記帳を済ませてください

口座番号 1234567	支店名 川西支店
お名前 カワニシ タロウ 様	●●銀行

(例) 普通預金のご利用について
.....
.....
.....

A4用紙(210mm×207mm)にコピーし、
切り取らずにそのまま提出してください。

配偶者がいる場合は、配偶者の資産についても申告が必要です。

普通預金				
年月日	摘要	お支払	お預かり	残高
**10.15	●●年金			
10.19	*			
11.10	*			
11.12	*			
**12.15	●●年金			
**1.11	××			
**1.20	××			
**2.5	××			
**2.15	●●年金			

普通預金				
年月日	摘要	お支払	お預かり	残高
7.13	*		*****
7.15	*	20,000		1,500,000

年月日	摘要			
2.20	*			
3.2	*			
**4.2				
**4.15	●			
**5.20				

年月日	摘要	お支払	お預かり	残高

対象の期間分の記帳が次のページや繰越先の通帳にまたがっている場合は、該当するページ全ての写しが必要です。

公的年金を受給している口座については、その事実が確認できるよう、特に記帳漏れのないようお願いいたします。

問い合わせ先 川西市福祉部 介護保険課 TEL 072-740-1148(直通)